

ふれあいサロン開設までの主な手順

参考例であり、それぞれの地域の実情にあわせた様々な方法が考えられます。

まずはご相談下さい。



1. 地域で主軸になる方や民生委員が市内会役員とサロン開設について話し合う。
必要があれば社協職員も参加し説明する。



2. 民生委員・市内会役員・各種団体・社協役員（理事・評議員・福祉員）など、主な協力者で話し合いする機会を設けて頂き、社協職員が資料を基にふれあいサロンの必要性について説明する。

同意が得られれば、第1回目の開催日時を決める。



3. 地区住民に配布するチラシを作成する。（地区全戸配布）



4. その後に（チラシを配布した後）、民生委員など主な協力者が各世帯を訪問し、サロン開設にぜひ参加してほしい旨を伝える。（声掛け運動）



5. サロン開設当日は、社協職員が参加者にふれあいサロンの説明を行うほか、大事な約束事を教える。（人の悪口は言わない・運営内容はみんなで決めるなど）



6. その後、参加者みんなで次回の開催日や運営代表者などを決める。



7. 社協だよりで記事として目立つように掲載する。地方新聞にも記事提供する。



8. 2回目の開催日の2週間ぐらい前からチラシを全戸配布する。声掛けもする。（2回目の開催については、特段社協職員は参加しない。）



9. ある程度軌道にのれば、開催日時の周知方法は、チラシの全戸配布から回覧板や年間カレンダーなどで簡素化する。

